



# 島根県報

令和3年5月7日(金)

第 206 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(       "       )	2
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
保安林の指定	(       "       )	3
公有水面埋立ての免許	(水 産 課)	3

---

**告 示**

---

**島根県告示第345号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖西岸土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所**

監事

角 孝修 出雲市園町157番地

**2 就任年月日**

令和3年3月20日

**3 退任した役員の氏名及び住所**

監事

久家 昇 出雲市灘分町813番地

---

**島根県告示第346号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田中央土地改良区の定款変更を令和3年4月26日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

---

**島根県告示第347号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所**

隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）

**2 保安林として指定された目的**

風害の防備

**3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のおりとする。**

---

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第348号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

##### 1 保安林の所在場所

浜田市長見町226-20から226-24まで、226-46

##### 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第349号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和3年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

##### 1 免許年月日

令和3年4月23日

##### 2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

##### 3 埋立区域及び埋立てに関する工事施行区域

###### (1) 埋立区域

###### ア 位置

島根県浜田市原井町3025番の地先公有水面

###### イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市港町日和山143番地 三等三角点 「日和山」

(北緯34度54分01.9267秒、東経132度04分03.2700秒)

1の地点 基準点から200度17分32秒、1,108.82メートルの地点

- 2の地点 1の地点から324度46分07秒、1.20メートルの地点  
3の地点 2の地点から55度01分04秒、230.30メートルの地点  
4の地点 3の地点から144度14分39秒、1.18メートルの地点

## ウ 面積

274.25平方メートル

## (2) 埋立てに関する工事の施工区域

## ア 位置

島根県浜田市原井町3025番の地先公有水面

## イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とDの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基準点 島根県浜田市港町日和山143番地 三等三角点 「日和山」

(北緯34度54分01.9267秒、東経132度04分03.2700秒)

- Aの地点 基準点から198度53分44秒、1,139.31メートルの地点  
Bの地点 Aの地点から325度01分04秒、241.00メートルの地点  
Cの地点 Bの地点から55度01分04秒、244.00メートルの地点  
Dの地点 Cの地点から145度01分04秒、241.00メートルの地点

## ウ 面積

58,803.95平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地